

「再エネ ECO 極」及び「再エネ ECO プラス」 2021年度販売電力量 検証報告書

九州電力株式会社 御中

1. 検証対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、九州電力株式会社(以下、「九州電力」という。)の再エネ料金プランである「再エネ ECO 極」及び「再エネ ECO プラス」(以下、「当該プラン」という。)の2021年度の販売電力量について、第三者検証を実施した。2021年度とは、2021年4月1日から2022年3月31日までの期間をいう。

本業務の目的は、九州電力が2021年度に当該プランで販売した電力量を、同社が作成した当該プランの運用ルール(以下「運用ルール」という。)に照らして客観的に評価し、当該プランの信頼性をより高めることにある。

2. 検証概要

当機構は、RE100の推奨事項及び「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」(20220510産局第1号、20220511資庁第15号、環地温発第2205136号、令和4年5月24日)(以下、「通達」という。)を参照し、ISAE3000に準拠して検証を実施した。検証対象範囲は2021年度に九州電力が当該プランで販売した電力量、当該プランのために調達した電力量(同社の保有する水力・地熱発電所の発電電力量を含む。以下、「調達電力量」という。)、当該プランに活用したFIT非化石証書量及び再エネ指定あり非FIT非化石証書量(以下、「非化石証書量」という。)である。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は販売電力量の5%とした。

検証手続きでは、まず運用ルールとその運用状況を検証した。その後、当該プランの販売電力量、調達電力量、需給バランスデータ及び非化石証書量について、根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

2021年度に当該プランで販売した電力量について、運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。また、当該プラン運用のための調達電力量、非化石証書量についても運用ルールに準拠せず正しく算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

検証対象とした販売電力量、調達電力量、非化石証書量及びこれらの属性と運用状況は、日本の諸制度による固有の制約の影響下にある。当該プランの運用責任は九州電力にあり、本検証業務に関する責任は当機構にある。九州電力と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

